

●香川県告示第405号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成24年8月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 (1) 指定に係る保安林の所在場所

東かがわ市五名字大向894、字桑内1003の1、字掛橋1030の4、1043、1044、1046の1、1046の2、1047、1076、字西ノ尾1079の1、1080の1、字猿ヶ谷1117の1、字堂床1140の1、字太郎708の1、708の6、708の8、字空ノ奥950、字菅960の9、984の1、985の1、985の2、字掛橋1075、さぬき市大川町田面字碎石2835の1、2845、2846の1、2850の1、2851の1、2852、2859、2860の1、字胡麻原2916の1から2916の3まで、2918の1、仲多度郡まんのう町塩入字地蔵前718の89、718の96、718の218

(2) 指定の目的 水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定に係る保安林の所在場所

さぬき市大川町田面字棚岩2786の2、2784の2、字上鮎婦1786の1、字上碎石2944の1、字東碎石2713の1、2714の1、字新池2239の12、長尾東字紙漉3000の2・3000の5・3014の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、高松市牟礼町原字城一2452の1・2456・2458の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2458の3、坂出市加茂町字杉尾2000の1、字鷲ノ口1626、仲多度郡まんのう町中通字西桜270の1、観音寺市大野原町丸井字西間谷1974の34、1974の35

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに高松市創造都市推進局産業経済部農林水産課、坂出市建設経済部産業課、観音寺市経済部農林水産課、さぬき市建設経済部農林水産課、東かがわ市事業部経済課及びまんのう町産業経済課に備え置いて縦覧に供する。）